

未払い賃金請求訴訟速報シリーズ No. 5 : 電気通信大学

—電気通信大学 2月17日に提訴—

2014年2月27日、電気通信大学教職員組合の原告5名が未払い賃金の支払いを求めて提訴しました。また、同日、立川市役所にて記者会見が開かれました。電通大の提訴によって、3月25日現在、全国で10組が臨時特例にともなう給与減額・退職手当引き下げ問題で裁判を行っていることとなります(全大教・高専協議会、高エネルギー加速器研究機構職員組合、福岡教育大学教職員組合、山形大学職員組合、富山大学教職員組合、京都大学職員組合、新潟大学職員組合、高知大学教職員組合、福井大学教職員組合、電気通信大学教職員組合)。引き続き、今後の展開にご注目ください。

記者会見の様子を、全大教・賃金請求裁判速報にてご紹介いたします。

全大教・賃金請求裁判速報 No.33 (2014.3.24 発行) より

〈電気通信大学教職員組合〉

未払い賃金請求訴訟を提訴 2月17日(月)



2月17日(月)、電気通信大学に働く教職員(組合員)で構成される未払い賃金等請求訴訟原告団5人は、東京地方裁判所立川支部に提訴し、同日11時から立川市役所にて提訴記者会見を行いました。

会見では、弁護団を代表し平和元弁護士より、給与規程および退職手当規程の変更が労働契約法に反し無効であり、改定前と改定後の差額分、退職金123万円を含む381万円を請求すること。その理由として、労働基本権が制限されている国家公務員の代償措置としての人事院勧告が無視され、それを大幅に上回る給与減額がされていることを契機とし、国(文科省)が大学法人に対して要請という形を取りながら労使関係に介入したこと。これを受け大学は、憲法28条で保障された労働基本権のある教職員組合や教職員に対し、何ら合理的説明をすることなく、国が言うからということをも理由として、合意なく国と同様の給与減額を押しつけたこと。このような対応は高度な理由とは認められず、労働契約法第9条、10条に違反

すると述べました。

また、山本野人原告団長からは、国が大学に対して責任をなすり付けていること、この間給与減額、退職金に続き、55歳以上の昇給停止、現給保障廃止、福利厚生の後退など労働条件、生活条件の改悪が続いていること。そのため教職員組合は昨年4月24日に東京都労働委員会に不誠実交渉救済申立をし、係争中であることなどの説明がありました。そして、このような行為に対しても黙ってはいけぬ、こんなことをしていたら日本の教育が駄目になる、社会格差が拡大している現在、みんなの努力が報われるような職場、みんなの気持ち大事にされる職場になるように、一大ムーブメントを作っていきたい。同時に、裁判を通じて大学職員や学長、理事の意識を変革していき、ひいては国民の皆さんにも行動していくことの重要性を理解いただき、声をあげていけば変わっていくということを実感してもらいたい。一緒に闘っていきましょう、みんなで、国民のみなさんと共に闘っていきましょう、という訴えがありました。

続いて、全大教の長山泰秀書記長から、全大教としては、全国的な運動方針として、これまで交渉がうまく行かないところでは訴訟を提起し、現在10組織の組合が母体となり523人が原告として立ちあがっているという報告がされました。

記者からは、給与減額と震災予算措置との関係、他大学の減額緩和措置などについての質問があり、18日付読売、朝日新聞等に掲載されました。

(電気通信大学教職員組合委員長 水谷 孝男)

【第1回口頭弁論】

第1回口頭弁論は、以下の日程で行われます。傍聴への参加、よろしくお願ひします。

日程：2014年4月23日13時30分

場所：東京地裁立川支部404号法廷

(傍聴席：48席)

裁判官：太田武聖 前田英子 須藤隆太

http://www.courts.go.jp/tokyo/saibanin/tatikawa/map_tatikawa/index.html

※組合員の方は、電気通信大学教職員組合の「訴状」「新聞記事」などを全大教HPよりご覧頂けます。ログインには、IDとパスワードが必要です。組合事務所までお問い合わせください。

赤煉瓦	熊本大学教職員組合	
	No25 2014. 3. 31	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/